

山形県宿泊施設受入体制強化 緊急支援事業費補助金のお知らせ

ポストコロナを見据え、新たな需要となり得るマイクロツーリズム、ワーケーションやユニバーサルツーリズム等のコンテンツ開発、それらに対応する施設改修等を積極的に行うために必要な経費及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な経費に対して支援します。

補助対象者

宿泊事業者

※県内において、旅館業法の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている者。

補助対象経費

- (1) ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組に要する経費
- (2) 感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入(リース)に要する経費

※「山形県新・生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)」の補助対象事業を除く

補助率・上限額

施設区分	補助率	上限額
(1)「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得済み、又は取得に向けて取り組んでいる宿泊施設	2/3	66万円 ～ 666万円
(2) 上記(1)以外の宿泊施設 ◆「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得未申請の宿泊施設	1/2	50万円 ～ 500万円

■申請受付期間

- 第1期：令和3年 7月20日(火)～令和3年 9月30日(木)必着
第2期：令和3年10月18日(月)～令和3年12月10日(金)必着

※詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ

山形県宿泊施設補助金
コールセンター

TEL **023-616-4600** (午前9時～午後5時
土日祝除く)

※コールセンターは9月30日までとなります。

10月1日以降は裏面の各地域の申請先にご連絡ください。



<https://www.pref.yamagata.jp/110011/sangyo/kanko/sangyo/shukuhakuhojokin.html>

山形県観光文化スポーツ部観光復活戦略課

1 補助対象経費 令和2年5月14日以降に実施の、以下の事業にかかる経費

(1)ポストコロナを見据えた新たな需要に対応するための取組

補助対象経費	経費例
○ワーケーションに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	ワークスペースの整備・改修費用 インターネット及び無線LAN設備の新設・更新費用
○マイクロツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	新たな宿泊プランの開発にかかるHPの改修、広報経費 家族、小グループに対応した客室内の貸切風呂の整備費用
○ユニバーサルツーリズムに対応した改修又は新商品開発やプロモーションの実施	施設のバリアフリー化(客室、浴室、食堂、トイレ等)に要する経費
○食事スペースの改修	部屋食を実施するための追加改修費用 ※「山形県新・生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)」の補助対象事業を除く
○非接触型システムの導入	非接触の自動チェックインシステム設置費用 タッチレス自動水栓センサー設置工事費用

(2)「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の基準等に対応するために実施する感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の購入(リース)※

補助対象経費	経費例
○設備・機器・必需品等	サーモグラフィ、空気清浄機、マスク、消毒液、使い捨て食器類、専門家による感染症防止策にかかる検証等に要する経費

※「山形県新・生活様式対応支援補助金(新型コロナ対策認証対応型)」の補助対象事業は、本補助金の対象外です。県・市町村等が助成する他の補助金等を活用した事業については、本補助金の対象となる場合があります。

2 補助率・上限額

施設区分	補助率	客室数	上限額
(1)「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証を取得済み、又は取得に向けて取り組んでいる宿泊施設	2/3	1～9室	66万円
		10～29室	133万円
		30～49室	400万円
		50室～	666万円
(2)上記(1)以外の宿泊施設 ◆「山形県新型コロナ対策認証制度」の認証取得未申請の宿泊施設	1/2	1～9室	50万円
		10～29室	100万円
		30～49室	300万円
		50室～	500万円

※1宿泊施設あたりの客室数、上限額です。

3 申請方法

下記の申請先へ必要書類を郵送ください。様式等は山形県のホームページからダウンロードできます。

地域	申請先	住所	電話番号
村山 (山形市)	県庁観光復活戦略課	〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2373
村山 (山形市以外)	村山総合支庁観光振興室	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8446
最上	最上総合支庁観光振興室	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1311
置賜	置賜総合支庁観光振興室	〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-26-6046
庄内	庄内総合支庁観光振興室	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5493

※お問い合わせは、9月30日までは**コールセンター(023-616-4600)**にご連絡ください。
10月1日以降は上記申請先にご連絡ください。

受付
期間

第1期 : 令和3年 7月20日(火)～令和3年 9月30日(木)必着
第2期 : 令和3年10月18日(月)～令和3年12月10日(金)必着

※予算の状況により申請受付期間を待たずに受付を終了する場合があります。

◆申請の際は、必ず交付要綱・申請の手引き等をご確認ください。

